



# つくばみらい市

## 議会だより

第28号

平成 25 年 5 月 1 日  
発行



平成25年第1回定例会及び  
第1回臨時会を開催しました。

3月10日に実施された市防災訓練・被災者救出訓練の様子

### 主な内容

#### 平成25年第1回臨時会

◎平成25年第1回臨時会は、  
2月14日に開催しました。

#### 平成25年第1回定例会（3月）

◎平成25年第1回定例会は、  
3月1日から21日までの21  
日間の会期で開催しました。

◎第1回定例会では、人事案  
件3件、平成25年度予算8  
件及び平成24年度補正予算  
9件、条例の制定や一部改  
正など計55案件が提出され  
ました。議案について、常  
任委員会及び予算特別委員  
会に付託され、慎重な審議  
を行いました。

|       |     |   |   |
|-------|-----|---|---|
| 議案の概要 | も   | く | じ |
| 一般質問  |     |   |   |
|       | P 2 |   |   |
|       | P 6 |   |   |

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760  
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール [gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp](mailto:gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp)

会期・日程

●2月臨時会●  
14日(木) 本会議

議案の上程及び説明、質疑、討論  
採決

●3月定例会●  
1日(金) 本会議

開会、会期の決定、施政方針 議案  
の上程及び説明

4日(月) 本会議

一般質問

5日(火) 本会議

一般質問

議案に対する質疑、先議事項の採決、  
予算特別委員会の設置、議案の委員会  
付託

6日(水) 常任委員会

総務常任委員会

7日(木) 常任委員会

経済常任委員会

11日(月) 常任委員会

教育民生常任委員会

13日(水) 特別委員会

予算特別委員会

14日(木) 特別委員会

予算特別委員会

18日(月) 特別委員会

予算特別委員会

21日(木) 本会議

委員長報告、質疑、討論 採決、議員  
提出議案の提案理由説明、質疑、討  
論 採決、議案改革特別委員会の設置、  
閉会中の継続審査・調査、閉会



平成 25 年 (2 月) 第 1 回臨時会 議決一覧表

| 番 号     | 議 案 名                          | 議案の概要   | 結 果  |
|---------|--------------------------------|---|------|
| 議案第 1 号 | 平成 24 年度つくばみらい市一般会計補正予算(第 6 号) | 平成 25 年度板橋小学校自転車通学区域児童通学バス運行業務委託の債務負担行為補正をするものです。 | 原案可決 |

平成 25 年 (3 月) 第 1 回定例会 議決一覧表

| 番 号     | 議 案 名   | 議案の概要   | 結 果  |
|---------|---|---|------|
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      | 平成 25 年 6 月 30 日の任期満了に伴い、人権擁護委員法の規定により意見を求めるものです。   | 適 任  |
| 議案第 2 号 | つくばみらい市部設置条例の一部を改正する条例                        | 平成 24 年度に実施した機構改革に伴い、各部の事務に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。   | 原案可決 |
| 議案第 3 号 | つくばみらい市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例               | 厳しい本市の財政状況に鑑み、安定した行財政運営の一助として、市長を始めとする常勤特別職の給料の減額期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。                      |      |
| 議案第 4 号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 市商工業振興協議会要綱が廃止されたことに伴い、別表に定めた商工業振興協議会委員を削除するため、条例の一部を改正するものです。                                  |      |
| 議案第 5 号 | つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例             | 茨城県信用保証協会の「市町村中小企業金融制度要項」が改正されたことから、地元中小企業者の資金需要に応え、かつ資金繰りの安定化に資するため、条例の一部を改正するものです。            |      |
| 議案第 6 号 | つくばみらい市墓地等の経営の許可等に関する条例                       | 「墓地、埋葬等に関する法律」の一部が改正され、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の権限が、市に移譲されたことに伴い、許可等の手続、基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。 |      |
| 議案第 7 号 | つくばみらい市障害者給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例        | 障害者自立支援法が、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と法律名が改正されることから、条例中の該当箇所の一部を改正するものです。    |      |
| 議案第 8 号 | つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例          | 平成 25 年 1 月に示された、つくばみらい市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘の使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。     |      |



| 番 号      | 議 案 名   | 議案の概要   | 結 果  |
|----------|---|---|------|
| 議案第 9 号  | つくばみらい市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例   | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市ふれあいセンターの一部の部屋について使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。  | 原案可決 |
| 議案第 10 号 | つくばみらい市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例   | 介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の整備を図るため、条例を制定するものです。   |      |
| 議案第 11 号 | つくばみらい市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 | 介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の整備を図るため、条例を制定するものです。 |      |
| 議案第 12 号 | つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例                              | 介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準の整備を図るため、条例を制定するものです。                              |      |
| 議案第 13 号 | つくばみらい市新型インフルエンザ等対策本部条例   | 新型インフルエンザ等災害対策特別措置法が制定されたことに伴い、緊急事態宣言が発せられた際、市町村が設置することとされた新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。   |      |
| 議案第 14 号 | つくばみらい市谷和原保健福祉センター条例の一部を改正する条例  | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、谷和原保健福祉センター健康増進室の使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 15 号 | つくばみらい市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例   | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定公園施設の設置に関する基準の整備を図るため、条例を制定するものです。                                      |      |
| 議案第 16 号 | つくばみらい市都市公園条例の一部を改正する条例   | 都市公園法の一部改正及び市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、整備基準や使用料等について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。                                  |      |
| 議案第 17 号 | つくばみらい市営住宅条例の一部を改正する条例  | 公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正、整備基準及び入居収入基準を定めるため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 18 号 | つくばみらい市市道の構造の技術的基準を定める条例  | 道路法の一部改正に伴い、国が定めていた市道の構造の技術的基準を各地方公共団体において定めることとなったため、条例を制定するものです。  |      |
| 議案第 19 号 | つくばみらい市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例  | 道路法の一部改正に伴い、市道に設ける道路標識の寸法を定めるため、条例を制定するものです。  |      |
| 議案第 20 号 | つくばみらい市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例   | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、市道に係る道路移動等の円滑化基準の整備を図るため、条例を制定するものです。                                     |      |
| 議案第 21 号 | つくばみらい市下水道条例の一部を改正する条例  | 下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造及び維持管理の基準の整備を図るため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 22 号 | つくばみらい市公共下水道事業基金条例  | 公共下水道事業の運営にあたって、今後の事業整備を計画的に実施するための財源を確保するため、基金を設置するものです。   |      |



| 番 号      | 議 案 名                                 | 議案の概要   | 結 果  |
|----------|---------------------------------------|---|------|
| 議案第 23 号 | つくばみらい市水道法施行条例                        | 水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格などの基準の整備を図るため、条例を制定するものです。  | 原案可決 |
| 議案第 24 号 | つくばみらい市立板橋小学校児童通学バス運行に関する条例           | 市立板橋小学校の児童のうち自転車通学をする児童の安全確保を目的に、平成 25 年度一年間の時限的措置として運行する児童通学バスの円滑な運行を図るため、条例を制定するものです。   |      |
| 議案第 25 号 | つくばみらい市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例        | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市立コミュニティセンターの施設等の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 26 号 | つくばみらい市立結城三百石記念館条例の一部を改正する条例          | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市立結城三百石記念館の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 27 号 | つくばみらい市高齢者センター条例の一部を改正する条例            | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市高齢者センターの使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 28 号 | つくばみらい市立間宮林蔵記念館条例の一部を改正する条例           | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市立間宮林蔵記念館の入館料及び減免・還付、損害賠償等について新たに規定するため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 29 号 | つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例               | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市立小学校及び中学校の体育施設の開放に係る使用料を設定するため、条例を制定するものです。   |      |
| 議案第 30 号 | つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例              | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市運動公園等の使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。  |      |
| 議案第 31 号 | つくばみらい市立公民館条例の一部を改正する条例               | 市公共施設使用料設定に関する基本方針に基づき、市立公民館の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。   |      |
| 議案第 32 号 | 常総地方広域市町村圏事務組合規約の変更について               | 平成 24 年度において、視聴覚ライブラリー事業が廃止されることから、常総地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により提案するものです。  |      |
| 議案第 33 号 | つくばみらい市まちづくり計画の一部改正について               | 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、災害対策本部を設置すべき伊奈庁舎は、地震による多大な被害を受け、耐震改修及び大規模改修に多額の費用が想定される。今後、安全性の確保、維持管理、さらに住民サービスの効率化などを踏まえ、既存施設の活用併せ新庁舎の建設も視野に入れた検討も必要であることから、計画の 5 年間の期間延長を行うものです。 |      |
| 議案第 34 号 | 市道路線の廃止について                           | 用途廃止に伴う路線変更があるため、13 路線を廃止するものです。  |      |
| 議案第 35 号 | 市道路線の認定について                           | 8 路線を市道として管理するものです。   |      |
| 議案第 36 号 | 平成 24 年度つくばみらい市一般会計補正予算（第 7 号）        | 歳入歳出それぞれ 3 億 4,429 万 3 千円を追加し、予算の総額を 159 億 9,523 万 7 千円とするものです。   |      |
| 議案第 37 号 | 平成 24 年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  | 歳入歳出それぞれ 2,293 万 4 千円を減額し、予算の総額を 51 億 9,638 万 4 千円とするものです。  |      |
| 議案第 38 号 | 平成 24 年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） | 歳入歳出それぞれ 2,528 万 7 千円を追加し、予算の総額を 3 億 1,518 万 5 千円とするものです。   |      |



| 番 号      | 議 案 名                              | 議案の概要   | 結 果  |
|----------|------------------------------------|---|------|
| 議案第 39 号 | 平成24年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第2号)     | 歳入歳出それぞれ1億6,466万円を追加し、予算の総額を26億5,629万3千円とするものです。  | 原案可決 |
| 議案第 40 号 | 平成24年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  | 歳入歳出それぞれ1億7,138万1千円を追加し、予算の総額を12億100万6千円とするものです。  |      |
| 議案第 41 号 | 平成24年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | 歳入歳出それぞれ149万2千円を減額し、予算の総額を5億6,862万3千円とするものです。   |      |
| 議案第 42 号 | 平成24年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第1号)   | 財産収入の減額に伴う、繰越金・繰入金の増額を行うものです。(財源内訳の変更)  |      |
| 議案第 43 号 | 平成24年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)       | 収益的収入及び支出で、収入を4,335万9千円減額し11億9,451万6千円と、支出を4,703万1千円減額し11億3,635万6千円とするものです。また、資本的収入及び支出で、収入を2億7,390万6千円減額し9億7,660万3千円と、支出を2億7,944万5千円を減額し12億5,075万9千円とするものです。 |      |
| 議案第 44 号 | 平成25年度つくばみらい市一般会計予算                | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ174億8,313万3千円とするものです。  |      |
| 議案第 45 号 | 平成25年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算          | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億4,352万円とするものです。   |      |
| 議案第 46 号 | 平成25年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算         | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億2,722万4千円とするものです。  |      |
| 議案第 47 号 | 平成25年度つくばみらい市介護保険特別会計予算            | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億1,800万5千円とするものです。   |      |
| 議案第 48 号 | 平成25年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算         | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億7,562万円とするものです。  |      |
| 議案第 49 号 | 平成25年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算        | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億7,391万9千円とするものです。  |      |
| 議案第 50 号 | 平成25年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算          | 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,393万2千円とするものです。  |      |
| 議案第 51 号 | 平成25年度つくばみらい市水道事業会計予算              | 収益的収入及び支出で、収入を11億1,129万8千円とする。支出を10億7,854万5千円とする。資本的収入及び支出で、収入を7,594万3千円とする。支出を3億2,309万7千円とするものです。  |      |
| 同意第 1 号  | 副市長の選任について                         | 副市長の選任に当たり、地方自治法の規定により同意を求めるものです。   | 同 意  |
| 議案第 52 号 | 平成24年度つくばみらい市一般会計補正予算(第8号)         | 歳入歳出それぞれ4億2,621万3千円を追加し、予算の総額を164億2,145万円とするものです。   | 原案可決 |
| 発議第 1 号  | 議会改革特別委員会の設置に関する決議                 | 地方分権時代に対応し市民に信頼される議会として、市民の付託に応えるための議会体制づくりを進めるため、議会の改革・活性化の調査検討を行うため設置するものです。  |      |

| 番 号     | 請願・陳情名                  | 結 果             |
|---------|-------------------------|-----------------|
| 陳情第 1 号 | 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書 | 全議員及び執行部に配布しました |



聴き

きたい

知しりりたい

市政

一般質問

( 要 旨 )

定例市議会における  
一般質問の要旨を掲載します。

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

## 交通安全対策について

海老原 弘 議員

●海老原議員 谷和原地  
区の成瀬から大和橋まで  
は両側に歩道があり、ま  
た、東樋戸から谷原大橋、  
小絹にかけては一部未整  
備のところはあるが、伊  
奈地区は山王新田は片側  
未整備で歩道がなく、青  
木の橋から信号までの未  
整備の区間については、

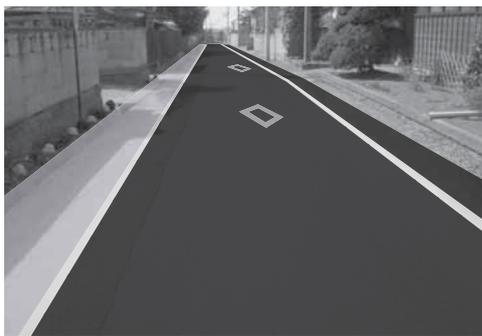
地権者の理解を得られて  
いない。また、福原から  
板橋は両側になく、豊体  
から小張方面の高波まで  
歩道がない。  
市道については、谷井  
田たちばな台と北三区と  
北四区の市道は、下水道  
の整備で福岡堰の土地改  
良区の協力により広く  
なった。今すぐにも歩道  
の整備が可能である。合  
併特例債事業の山王新田  
1-3号線、足高2-13  
号線は歩道の幅はないと  
思うがどうなのか。

道路でない事業に取り組  
んでいる。平成25年度に  
は歩道整備計画書を策定  
し、平成26年度からは通  
学路を併せ歩道整備事業  
を実行して参りたい。  
歩道整備については、  
国の方針も通学路の整備  
に重点を置いていて、の  
で、今後、いい方向性を  
持って進められると感じ  
ている。また、県道の整  
備については、早期の事  
業完了と歩道未整備区間  
の危険箇所解消に向  
け、積極的に働きかけて  
参りたい。  
●都市建設部長 平成25  
年度には、歩道整備計画  
の素案を基に、市民に参  
加いただき、市民の声を  
反映した歩道整備計画を  
完成させたいと考えてい  
る。  
谷井田市街化区域内の

土地改良区施設の有効利  
用については、福岡堰土  
地改良区と協議を進め、  
管理権の移譲が可能な路  
線は、歩道整備計画に反  
映させていきたい。

次に、合併特例債事業  
として着手している市道  
1-3号線（山王新田か  
ら伊丹神橋間の道路）お  
よび市道2-13号線（足  
高地先からさくらくやま  
間の道路）については、約  
1m幅の歩行者エリアペ  
イントを施す計画となっ  
ている。

（掲載以外の質問事項）  
☆高齢者の対策について



拡張整備後に歩行者エリア  
ペイントをしたイメージ図

## 平成25年度予算について

今川 英明 議員

●今川議員 平成25年度  
予算は、174億8千3  
13万円という大規模予  
算編成になっているが、  
新規事業と重点施策につ  
いて伺いたい。また、議  
会要望が、どの様に反映  
されているかも伺いたい。  
今回の新規事業には、  
小絹小児童クラブの新設  
や待機児童を解消する施  
策など、評価できる部分  
も多い。  
また、要望となるが、  
みらい平地区に平成27年  
開校予定の小学校が、市



のイメージアップにつながる学校建設への取り組み、併せて既存の学校にエアコン設置を行い格差のない配慮を、さらにスマートフォンチェーンジ

は、議会との調整を図り土地利用も含め進めるべきである。その他、ブランド化推進事業を検討する協議会の設置、ワーブステーション江戸を活用しNHKエンタープライズと協議し全国ネットワークでの市PRをお願いしたい。

●市長 平成25年度は、子育て環境および教育環境の充実を重点に予算編成を行った。子育て環境の充実では、小絹小児童クラブ建設、ふれあいセンターの児童館改修、(仮称)みらい平地区コミュニティセンター整備など。また、教育環境の充実のため、(仮称)陽光台小学校の建設、小中一貫教育の拡充、TT非常勤講師設置事業の拡大などの予算を計上した。

また、主な新規事業は、友好都市記念事業や救急医療情報キットの配付事

業、国民健康保険加入特定検診自己負担金の無料化、空き家対策事業などである。さらに地域活性化に関連する事業も展開して参りたい。

●総務部長 議会要望の主な予算化については、ワーブステーション江戸周辺地域の開発を効果的に進めるための手法検討に加え、NHKエンタープライズが持っている資源を最大限に活用させていただき、地域振興に一層の寄与ができるよう働きかけて参りたい。

次に総合運動公園の整備促進では、総合運動公園野球場の改修工事の実施を予定している。

次に小中学校の耐震補強及び大規模改修関係では、既に小学校校舎10校中7校が完了し、中学校校舎4校中2校が既に改修済みとなっており、今年度は、谷和原中学校の耐震補強及び大規模改修工事を予定している。

交通安全対策の推進と安全な通学路の整備として、板橋小学校の自転車

通学区域での通学用バスの運行、さらに歩道のない道路は道路でない事業を計画的に進め、通学路の安全性を一層確保して参りたい。

(掲載以外の質問事項)  
☆地域公共交通事業の今後について  
☆NPO法人と協調による街づくりについて

## 多様な民意を反映させる 取り組みについて

鐘ヶ江 礼生奈 議員

●鐘ヶ江議員 本市では、市長への手紙や市長とみらいを語る集い、パブリックコメントなどで

市民から意見公募をしているが、今まで意見を参考にした実績はあるのか。また、今後も市民の意見を受け入れる姿勢として、意見・要望に対する検討結果や経過報告を、ホームページなどで公表し行政の動きを透明化するべきではないか。

さらに、多種多様な意見を取入れ、市民協働のまちづくりへの手段として、ワールドカフェ(カフエのようにリラックスした雰囲気の中で、テーマに沿って対話を行う話し合いの手法)を取入れ、市民協働の対話の場を開催してみても如何か。

●市長 市民協働のまちづくりを進める上で、市民の生の声を伺う、広聴事業の重要性は強く感じしており、市長への手紙や市長とみらいを語る集いなど、多くの市民の皆さんから意見を伺う機会を設けさせていただいている。

市長への手紙は、郵送やメールで随時受け付けし、市内の公共施設にも投函箱を設置するなど、

時と場所を選ばず市民の皆さんが、市政に対し気軽に提案できる手段として広く認知されたものと思っている。

またワールドカフェについては、幅広い年代の方々が自由闊達に意見を交換し、新たな提言をいただく有効な手段の一つとして今後検討したい。

●市長公室長 市長への手紙などで寄せられた提言・意見を施策に反映した事例としては、災害に強いまちづくりを望む意見が多数寄せられ、災害時の相互応援支援体制も視野に入れた埼玉県伊奈町との友好都市の締結、生協やガス会社、電力会社等との見守り活動に関する協定締結などがあ

る。さらに平成25年度に予算化した学校図書館司書の配置事業、伊奈・谷和原両庁舎間を結ぶシャトルバスの谷和原保健福祉センターへの停車措置などもある。



## 地域自主防災組織の充実 について

坂 洋 議員

表現の一部修正、市総合計画・新基本計画でも意見を踏まえ、一部表現の修正などを行っている。  
市長への手紙の質問・回答の一部はホームページに公表し、市長とみらいを語る集いで代表的な意見も広報紙などで紹介している。どのような形で行政の動きを透明化し、市民の意見をホームページや広報紙で、公表していくかについては、慎重な検討をさせていただきたい。

●**坂議員** 将来予測されている大災害発生時においては、行政の災害対策と共に、自分の身は自分で守る自助と各地域の自主防災組織の共助が重要になると思う。その自主防災組織と市の情報のやり取り、市の組織への対応・方向性としてはどのようなものか。  
また、防災意識の高い献身的な市民が数多くいると推測されるが、このような市民に対しどのように活動支援を行い、どのように組織作りを推進していくのか。さらに、現在の自主防災組織の防災力についての現状を、どう把握し認識されているのかお尋ねしたい。

●**市長** 災害時、まずは自分を守る自助の確認、次に家族の安全確認、そして隣近所の地域の皆さんの安全を確保する共助の取り組みが大切であり、救助や救出など自主防災組織の役割は、東日本大震災においても大きなものがあつた。

●**安心安全課長** それぞれ自主防災組織は、その地域の状況に合った活動をしていただいている。災害時には、出来る範囲の中でやっていただいで、間に合わない場合に地域の情報を市の方に持ってきていただき、災害対策本部で早速対応する。情報手段がない場合には、そのような活動もぜひお願いしたい。  
その日頃の活動のバックアップとして、市としても研修会の受講や救急の訓練などを、たくさんの方々を受けていただき、市民の中で活躍していただく支援をしていきたい。また、要望があれば消

## 高齢者を肺炎から守る 取り組みについて

染谷 礼子 議員



市防災訓練に参加する地域自主防災組織の皆さん

防署等と一緒に現場に伺い、助言や指導もさせていただきたい。  
(掲載以外の質問事項) ☆**公文書管理の取り組み** について

●**染谷議員** 肺炎は、がん、心疾患に次いで死因の第3位となっている。そして肺炎による死亡者の95%が65歳以上の高齢者が占め、年齢と共に高くなっている。特に肺炎球菌による割合は、インフルエンザ流行時には5割以上になると言われている。  
しかし、この肺炎の最大原因菌である肺炎球菌には、予防効果の高いワクチンがある。このワクチンは1回の接種で5年間の効果があるが、接種費用が高いことなどから現在接種率が低い状況である。  
ワクチン接種は、国が率先して推進することが理想であるが、本市の状況からは、今後ますます高齢化が深刻化すると考えられる。高齢者の肺炎による重症化を防ぎ、医療費を抑制することからも、小児用肺炎球菌ワクチン同様に助成をしてはどうか。

●**市長** 肺炎は、肺炎球菌が原因によるものが4分の1から3分の1とい



われ、その発病や重症化を防ぐ肺炎球菌ワクチンは、1回の接種で5年以上抗体が続くとされているが、現在、予防接種法による接種義務付けはなく、任意接種となっている。まず市町村間に格差がないよう、国の責任で定期接種化に向けた見直しをすべきと考える。

日本医師会や予防接種推進専門協議会では、高齢者肺炎球菌を含めた七つのワクチンの定期接種化に向け、要望を国に提出しようとしている。

接種費用の助成については、今後、七つのワクチンを含めて、国の動向を注視しながら検討して参りたい。

●保健福祉部長 インフルエンザにかかった高齢者や糖尿病の患者などが、細菌性の肺炎を合併しやすいといわれており、肺炎球菌ワクチンは、90種類以上の型の内23種類に対し免疫ができるが、全てに対応できるものではない。

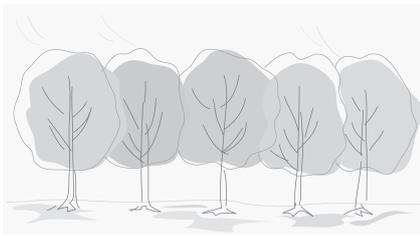
肺炎予防には、風邪や

インフルエンザ予防が大事であり、高齢者のインフルエンザ予防として、市ではワクチン接種者に1人2千円の助成をしている。

また、厚生科学審議会の第2次提言では、医学的・科学的観点から7ワクチンについて、予防接種の定期化が望ましいと言っている。高齢者への肺炎球菌ワクチン費用の助成は、今後、国の状況を把握しながら検討していきたい。

(掲載以外の質問事項)

☆通学路の安全対策について



## 本市の産業構造について 伺う

直井 高宏 議員

造の比率と、つくばみらい市総合計画新基本計画に挙げている基幹産業である農業振興について、具体的な手法と数値目標を伺う。また、近隣では稲敷市の江戸崎かぼちゃなど、農産物のブランド化に成功している例もある。

●市民経済部長 第1次産業就業者は、2000年の1千435人から2010年が970人と減少し、構成比率も、6.8%から4.4%に減少している。各項目を比較すると、総農家数2千355戸が2千13戸に、農業産出額49億円が43億5千万円に、経営耕地面積3千499haが3千91haにと減少している。さらに販売農家総数も2千120戸から1千650戸に減少している。専業農家数は、147戸から191戸に増加しているが、これは市が推進し支援する農地集積の効果によるものと考えている。

●直井議員 本市は都心から40km圏にあり、つくば市、龍ヶ崎市、常総市、守谷市、取手市の各市に隣接し茨城県の南西部に位置する。つくばエクスプレスと常総線の鉄道網、常磐自動車道と谷和原IC、南北に国道294号、東西に国道354号と幹線交通網が整備され、市の総面積は79.14km<sup>2</sup>で約半分の33.10km<sup>2</sup>が農用地区域となっている。

そこで2000年と2010年調査の産業構

最後に、土地持ち非農

本市の基幹産業である農業の中心となる稲作



家の世帯は、2005年と2010年を比較すると、547戸から715戸に増加している。これは高齢化や後継者不足による農業経営の縮小などが考えられ、農地の受け入れ側の体制づくりが急務であると考ええる。

また、農産物のブランド化の特産品づくりとして、平成25年度に市産の主要な農産物であるトマトをテーマに、イベントの開催を予定している。



●市長 農業は、後継者の高齢化や担い手不足により農家が減少する厳しい状況にあることから、農業をより魅力あるものにするため、生産体制の充実や担い手の育成と確保、特産品づくりなど、体制づくりを第一に確立しなければならぬ。

具体的には、大規模農家や農業生産法人等への貸し付けを行う農地利用集積円滑化事業の実施に加え、新規就農者や離農者への支援や給付の実施。さらに収益向上対策として、安全で付加価値の高い農産物のブランド化を進めるため、生産者団体と協議を進めている。

また、国・県の各施策を積極的に活用すると共に、関係機関と連携を密にし、地域経済の基幹産業である農業の振興を図って参りたい。

(掲載以外の質問事項)  
☆本市の都市計画について伺う

## 定員適正化計画について

川上 文子 議員

●川上議員 「職員人数

削減しすぎではないか」市職員の過度の削減が業務や、職員の健康に支障を来す事態になっていないか大変危惧している。

平成18年3月の合併時377人いた正職員が現在320人に減少、嘱託職員が総職員の内52.3%と半数を超えている。さらに保育士では68.4%、幼稚園教諭は61.8%が嘱託職員という実態である。

一方、合併特例債事業など新しい仕事の増加と共に、東日本大震災に

対応した諸々の事業、数多くの計画作り、そして地方分権による国からの様々な権限委譲が加わり仕事量は増大、休職者の4割が精神的疾患という状態になっている。

手一杯な職員体制では、予算を生かすことができない事態を生むし、政策選択を誤りかねない。増員をし、正職員をしつかり確保していくことが必要ではないか。

●市長 平成18年に合併し、行財政改革の一環として集中改革プランの計画に基づき、職員削減を行ってきたが、適正な職員数は、社会情勢、経済状況を考慮し、適時見直す必要があるとも考えている。保育士、幼稚園教諭の採用を合併後5年間見送っていたが、市長就任時、幼児教育の重要性を重視し、保育士、幼稚園の教諭の新規採用を継続的に実施しているところである。

財政が厳しい状況下、やみくもに職員削減を行っているわけではなく、

く、多様化する市民ニーズに対応し、効率的な事務事業の遂行及び行政サービスの迅速化を図るため、組織機構の改革を実施することにより、職員の適正配置を行い、市民のサービスの向上に努めたい。

●総務部長 職員定数管理については、組織機構の効率化、さまざまな創意と工夫を凝らしてきたが、事務量の増大と複雑高度化、集中改革プランの数値をはるかに凌駕する職員数の削減に限界も見え隠れし、平成23年度からは、幼稚園や保育所職員の新規採用を含め、一般事務職は退職数とほぼ同数を補充している。集中改革プランの8%削減目標では、平成26年度の職員数が310人となることから、既に市行政改革推進本部では目標数値を5%に修正決議し、今後、市行革懇談会で審議する予定である。

きめ細やかな行政を展開し、市民全体にあまねく良質のサービスを提供

するためには、相当の職員数は必要である。今後、職員適正化計画の中で、正職員増員の是非について論じる必要があると考える。

(掲載以外の質問事項)  
☆空き家対策について  
☆市除染計画について

## 市営住宅について

古川 よし枝 議員

●古川議員 市営住宅は老朽化の解体等で88戸に減少した。市は「新規建設に着手することは困難、県営住宅の新規建設も県は凍結。建設以外の



方法も検討している」という見解であるが、賃貸住宅の借り上げや家賃の補助制度について、本気で検討をされているのか。

また、市営住宅条例第17条と19条で入居者が著しく収入が低額であり、病気にかかっているとき、災害で損害を受けたとき、その他特別の事情で生活が困難な場合、家賃・敷金の減額ができるとしている。著しく困難とは当該年度、住民税非課税、医療費等の支出で住民税非課税と規則で定めている。

当市は一人の申請者もない。家賃の減額基準を入居者にきちんと周知をすべきではないか。

●市長 新たな市営住宅の建設は、市の財政状況から直ぐに着手することは困難である。市内への県営住宅の新規建設を引き続き茨城県に要望していきたい。住宅に困っている方が多く、公営住宅の必要性については認識しており、建設以外にどのような援助ができる

か、現在、県内での取り組み事例を調査し、検討している段階である。

家賃などの減免申請は、今までのところ申請がなかったが、今後も入居者への周知改善を図り、減免規定の趣旨に沿って対応して参りたい。

●都市建設部長 建設以外の援助として、民間アパート借り入れや家賃補助制度の創設などが考えられる。家賃補助制度は、建設経費や初期投資が不要で財政上の負担も軽減され、民間アパートの借り上げより取り組み易いと考えられる。

補助制度にも幾つかの種類があるが、市営住宅の補完として、県内での制度を導入しているのは1自治体のみであり、各自自治体とも慎重である。本市でも、他の自治体の動向を注視しつつ、他の施策も検討していきたい。

また、家賃減免制度の周知については、新規入居時の説明、既に入居している方への通知には減

免制度を載せている。今後は、急に家賃が納められなくなった入居者には、督促と併せ事情も確認し、減免相当の事情がある場合は、申請の対象となることを伝えたい。(掲載以外の質問事項)

☆中原地区児童の通学について

☆こどもの医療費助成制度の拡充を求める

## 一般質問に対する考え方と取り組みについて

中島 五郎 議員

●中島議員 昨年、数点一般質問したが、行政に反映されているのか甚だ疑問である。そこで次の点について、どのように取り組まれたのか伺いたい。

一つ目は市役所の活性化である。市長は人事評価制度などを活用し、やる気を出させるんだとの答弁でありました。

二つ目は、依然として続く残土問題について、どのように対応され、また今後どうするのか。

三つ目は、小張バイパスと板橋不動院東側交差点の工事進捗状況について、その後どうなっているのか。

最後に、市有地等公有財産の有効活用について、質問後の取り組み状況で実施しているもの、未実施のものを具体的に伺いたい。

●市長 違法な残土問題については、現在、関係機関と協議し、問題の解決に向け引き続き進めているところである。今後、今までの事案を

踏まえ迅速に対応し、先を見据えての行政指導や命令等の事務手続きを図るなど、問題解決に向けて取り組んで参りたい。さらに生活環境課廃棄物対策室に警察官OBI人を増員し、関係機関との連携を一層深め、特に警察との連携を図るなど体制強化に努めたい。

●総務部長 市役所の活性化を図るための職員の士気の高揚策については、市長が陣頭指揮をとる職員との信頼関係を強固なものとする中で、公平公正な人事評価制度の確立改善に取り組み、一層の信頼性を確立している状況である。そのことで職員のモチベーションを引き上げ、市民サービスの向上に繋げて参りたい。

●都市建設部長 小張バイパスについては、引き続き早期の供用の開始に向け事業用地の確保に努めて参りたい。また、全線開通までは現在の道路形態での利用をお願いしたい。



野田牛久線バイパスについては、みらい平から接続地点までの整備を茨城県と協議し、今後、みらい平から地区幹線3号までを最優先区間として、平成27年度を目標に事業を進めることとなっている。さらに板橋不動院の東側も、早期の供用に向けた促進を図って参りたい。

●**総務部長** 公有財産の活用については、昨今、国内外の太陽光発電の事業者からの引き合いが多くなっている。それらに随時対応しているところであるが、現時点では契約に至ってはいない状況である。今後、公有財産の公募による売却、貸し付けなどについても検討していきたい。

(掲載以外の質問事項)  
☆市民の声に対する取り組み姿勢について



### 議会改革特別委員会を設置

平成25年第1回定例会最終日の本会議において、地方分権時代に対応した状況を踏まえながら、市民に信頼される議会として議会が自ら考え自ら決していくことで、一層市民の付託に応えるための議会体制づくりを進めるため、議会の改革・活性化の調査検討を行う「議会改革特別委員会」を設置しました。

**委員長** 松本 和男

**副委員長** 直井 誠巳

**委員** 川上 文子

豊島 葵

今川 英明

高木 寛房

坂 洋

中島 清和

中島 五郎

直井 高宏

小田川 浩



同意第1号  
副市長の選任について

現副市長が平成25年3月31日付をもって退任することから、新たに副市長の選任に当たり、地方自治法の規定により議会の同意を求められ、次の方の選任に同意しました。

おの かずひろ  
**小野 一浩**  
(50歳)



諮問第1号・第2号  
人権擁護委員の選任につき意見を求めることについて

人権擁護委員2人が任期満了となるため、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求められ、次の方を適任と認めました。

板橋 とよしま  
**豊島 美智子**  
(再任)

下平柳 あいじま  
**相島 宏**  
(再任)



# 討 論

## 第1回定例会

議案第8号 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例

※古川よし枝議員から反対討論がありました。

議案第44号 平成25年度つくばみらい市一般会計予算

※川上文子議員から反対討論がありました。

※中島五郎議員から賛成討論がありました。

※今川英明議員から賛成討論がありました。



# 決 否 修正動議

議案第24号 つくばみらい市立板橋小学校児童通学バス運行に関する条例に対する修正動議…否決(賛成少数)

【提出者】 古川よし枝議員

川上文子議員

【理 由】 市立板橋小学校自転車通学児童への通学バスを運行するにあたり、利用保護者負担について修正を求めるものがある。利用者1人当たり月3千円というのは、大

きな負担である。加えて、減免措置について、教育委員会の説明では、2人、3人の児童がいる世帯への配慮は不十分であり、できる限り父母負担は軽減すべきと考える。高岡から関東鉄道乗り合いバスで板橋小学校に通う児童の交通費負担や、高波から市のコミュニティバスで小張小学校に通う児童の交通費負担は、月約2千円程度であり、これと同程度にすべきと考え修正を求めるものである。

## 議会TV放映中

議会開会中、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。どうぞ、ご視聴ください。



## ◆インターネット録画中継配信

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は1年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかけずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。

## 音声による議会だより

議会だより第8号から市のインターネットホームページ上で、音声による議会だよりを始めました。音声は、ボランティア団体である『朗読グループかたくり』の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい・議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にも不自由な方々を対象に、無料でカセットテープの貸し出しをしています。音声による議会だよりは、お借りしたテープをデジタル変換して作成しています。ぜひ、お聴きください。

◆会議録の公開◆  
◆について◆

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から概ね3カ月後となります。



## 会期日程のお知らせ

平成 25 年第 2 回定例会は、  
次のとおり開催される予定です。

| 月 日   | 曜日 | 会 議   | 内 容               |
|-------|----|-------|-------------------|
| 6月 4日 | 火  | 本 会 議 | 開会、議案の上程及び説明      |
| 6月 5日 | 水  |       | 一般質問              |
| 6月 6日 | 木  |       | 一般質問、議案の委員会付託     |
| 6月 7日 | 金  | 常任委員会 | 総務常任委員会           |
| 6月10日 | 月  |       | 教育民生常任委員会         |
| 6月11日 | 火  |       | 経済常任委員会           |
| 6月14日 | 金  | 本 会 議 | 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会 |

※日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の7日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせ下さい。

あなたの写真を議会だよりに掲載しませんか？  
詳しくは、議会事務局にお問い合わせ下さい。



掲載写真  
募集!

### 市議会を

### 傍 聴

### しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

#### ◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席（定員50人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員5人となっています。

#### ◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎3階です。

|         |      |     |
|---------|------|-----|
| ◎第1回臨時会 | 傍聴者数 | 1人  |
| ◎第1回定例会 | 傍聴者数 | 60人 |

### 編集後記

4月から平成25年度がスタートしました。この「年度」という区切りはどのように決められたのか。一般的には、行政や学校では「年度」を使っています。これは明治時代から続いているようです。「年度」には様々なものがあり、農作物の麦年度7月から、芋年度9月から、大豆年度10月から、その他農薬年度10月から、わら工品年度11月から、というものであります。暦の上での年は1月1日からですが、それ以外のものを「年度」としているようです。さて、本市では平成25年度一般会計174・8億円の予算案が、3月定例会本会議において可決され、新年度がスタートしました。

”初心忘るべからず” 毎日が新年度のつもりで臨みたいものです。

(委員 小田川浩)

議会広報特別委員長  
委員長 染谷礼子  
委員 古川よし枝 中島五郎  
直井高宏 小田川浩  
鐘ヶ江礼生奈

### ◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。  
〒300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで  
☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp